

(表紙)

※ 裏面の注意事項をよく読んでから記入して下さい。

登録年月日 令 和 年 月 日 申請者は記入
登録番号 滋賀県知事登録 () 第 号 しないで下さい

建築士事務所登録申請書

登録申請者

住 所.....

氏 名.....

注 意 事 項

書類のとじ方について

申請書および添付書類は次の順序で正副ごとにクリップ等で仮とじして提出して下さい。

書類整理番号

1. 表 紙
2. 申 請 書（第一面）……建築士事務所の名称は二級あるいは木造建築士事務所の判別できる名称として下さい
3. 所属建築士名簿（第二面）
4. 役員名簿（第三面）……申請者が法人である場合のみ
5. 業務概要書……新規の場合「新規につき該当なし」と記載して下さい
6. 略 歴 書（登録申請者）
7. 略 歴 書（管理建築士）……管理建築士が登録申請者と別の場合
8. 登録申請者誓約書
9. 所属建築士（管理建築士を含む）の建築士免許証（証明書）の写し
……A 4 サイズの紙にコピーした鮮明なもの
※構造設計一級建築士・設備設計一級建築士の方は、それぞれの建築士証の写しも添付すること
10. 管理建築士の専任確認資料……健康保険証の写し等
11. 開設者・管理建築士のための管理研修会受講修了証の写し
……未受講の場合は無し
12. 管理建築士講習修了証の写し
13. 履歴事項全部証明書（正本に原本、副本にはその写し）…法人のみ
14. 定款の写し……法人のみ

使用印鑑について

登録申請者が法人の場合にあつては、登録申請者の欄に使用する印鑑は代表取締役の印です。個人の認印ではありません。なお、会社印（いわゆる角印）は不要です。

手数料について

登録受付に来られた際に、**現金**でお支払ください。

一級	・・・	15,000	円
二級、木造	・・・	10,000	円

正	副
---	---

一級

二級

木造

建築士事務所登録申請書

(記入注意)

- ※印欄は、記入しないで下さい。
- 登録申請者氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入して下さい。

※手数料欄

一級
二級建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と
木造
相違ありません。

令和 年 月 日

登録申請者氏名

印

滋賀県指定事務所登録機関 一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会会長様

建 事 務 所	ふり 名	がな 称				
	所在地		〒			
	TEL () 番 FAX () 番		一級建築士事務所 二級建築士事務所 木造建築士事務所の別	一級 二級建築士事務所 木造	専業 <input type="checkbox"/>	兼業 <input type="checkbox"/>
登 録 申 請 者	個人であるとき	ふり 氏	がな 名	建築士 の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	
		住所		〒 TEL () 番		
	法人であるとき	ふり 名	がな 称			
		所在地		〒		
建 管 理 す る 建 築 士 事 務 所 を	ふり 氏	がな 名	免許証 登録番号			
	一級建築士・二級建築士 又は木造建築士の別		登録を受けた都道府 県名 (二級建築士又は 木造建築士の場合)			
	管理建築士講習を 修了した年月日		平成 年 月 日	修了証番号		
現 及 び	登 録 年 月 日	登 録 年 月 日	登 録 番 号	滋賀県知事登録 () 第 号	※ 番 査	
新 規 □	更 新 □	※登録年月日及 び登録番号	令和 年 月 日	滋賀県知事登録 () 第 号		

この申請書により登録したことを証明する。

令和 年 月 日

滋賀県指定事務所登録機関 一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会会長

(第二面)

所属建築士名簿

〔記入注意〕

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふり 氏 がな 名	一級建築士 ・二級建築 士又は木造 建築士の別	登 番 録 号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあつ ては、その旨	構造設計一級建 築士又は設備 設計一級建築士 証の交付番号

(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	計	一級建築士 名 二級建築士 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名
---------------------------------------------------------------------	---	-------------------------------------------------------------

(第三面)

役員名簿

〔記入注意〕

1. この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
2. 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

フリ 氏	がな 名	役 名	生 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
(備考)			
別紙 有 <input type="checkbox"/>			
無 <input type="checkbox"/>			

添付書類（ロ）

略 歴 書

登録申請者

管理建築士

（記入注意）

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入して下さい。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入して下さい。

氏 名		印		生 年 月 日	
建 築 士 の 資 格		一級建築士 <input type="checkbox"/>	登 録 番 号	登録を受けた都道府 県名（二級建築士又 は木造建築士の場合）	
		二級建築士 <input type="checkbox"/>			
		木造建築士 <input type="checkbox"/>			
		な し <input type="checkbox"/>			
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別	
職 歴	期 間	勤 務 先		地 位 ・ 職 名	
	年 月 ～ 年 月				

添付書類（ロ）

略 歴 書

登録申請者

管理建築士

（記入注意）

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入して下さい。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入して下さい。

氏 名		印		生 年 月 日	
建 築 士 の 資 格		一級建築士 <input type="checkbox"/>	登 録 番 号	登録を受けた都道府 県名（二級建築士又 は木造建築士の場合）	
		二級建築士 <input type="checkbox"/>			
		木造建築士 <input type="checkbox"/>			
		な し <input type="checkbox"/>			
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別	
職 歴	期 間	勤 務 先		地 位 ・ 職 名	
	年 月 ～ 年 月				

添付書類（ハ）

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の
氏名又は名称

（ 署 名 ）

滋賀県指定事務所登録機関

一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（7において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。